

# 新型コロナウイルス関連の支援制度まとめ

令和2年5月19日時点の新型コロナウイルス関連の支援制度等について、主な制度を何点か下記にまとめました。これらの制度等は「①変更の可能性②期限が定められている③問合せ先がつながりにくい④支給決定まで時間がかかる」場合があります。本紙掲載以外にも支援制度があり、また栃木県や各市町において、融資や補助金制度を創設しています。支援制度は今後、新規創設や変更がありえますので、組合員の皆様方におかれましても、日頃からの情報収集をよろしくお願いいたします。

	支援策等	ワンポイント	概要等	お問合せ先
1	特別定額給付金	住民記帳台帳に記録されている者 一人当たり <b>10万円給付</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆世帯主が世帯全員分を受け取る。（所得制限はなし）</li> <li>◆オンライン申請（マイナンバーカード保持者のみ）、郵送申請、市町村窓口申請。</li> <li>◆受付、給付開始日は各市町村において決定される。</li> <li>◆申請期限は、郵送申請の受付開始日から3か月以内。</li> <li>◆給付を希望される方は、申請書の給付対象者全員の名前欄の右側の「給付金の受給を希望されない方」にチェックを入れないように注意する。</li> </ul>	コールセンター 0120-260-020 （9：00～20：00）
2	子育て世帯への臨時特別給付金	児童手当を受給する世帯 児童1人につき <b>1万円給付</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆特別定額給付金に上乗せ支給する。</li> </ul>	コールセンター 0120-260-020 （9：00～20：00）
3	持続化給付金	売上が前年同月比で50%以上減少している事業者  個人事業者 <b>最大100万円</b> 法人事業者 <b>最大200万円</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆売上減少分の計算方法。 前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上げ×12か月）</li> <li>◆2019年以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。（2019年に創業した方等の特例あり。）</li> <li>◆一人親方も申請可能。</li> <li>◆WEB上での申請を基本。窓口は完全予約制。</li> <li>◆申請書類 個人：①本人確認書類②2019年の確定申告書の控え ③減収月の事業収入額を示した帳簿等。 法人：①本人確認書類②2019年の確定申告書の控え ③減収月の事業収入額を示した帳簿等。</li> <li>◆申請期間 令和2年5月1日から令和3年1月15日まで。</li> </ul>	コールセンター 0120-115-570 （8：30～19：00*5、6月中は全日対応）
4	雇用調整助成金（特例）	雇用保険適用事業所が対象  <b>休業手当の助成率引き上げ等</b> （日額上限8,330円）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・・・緊急対応期間中（4/1～6/30）の要件・・・</li> <li>◆売上（生産指標）要件：1ヶ月5%以上低下。</li> <li>◆中小企業：助成率最大100%（政府や地方自治体の休業要請に応じた場合等。）</li> <li>◆雇用保険被保険者でない労働者も対象。（緊急雇用安定助成金）</li> <li>◆休業等実施計画届（所定書式あり）の事後提出OK。</li> <li>◆従業員が概ね20人以下の会社や個人事業主の方は手続きが大幅に簡素化。（申請書類の簡素化、実際に支払った休業手当額から簡易に助成額を算定等。）</li> </ul>	最寄りのハローワークまたは 相談コールセンター 0120-60-3999 （9：00～21：00*土日・祝日含む）
5	小学校休業等対応助成金	小学校等の休業により、子供の世話をを行うことが必要となった労働者に有給休暇を取得させた事業主  休暇中に支払った <b>賃金相当額×10/10</b> （日額上限8,330円）	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆2月27日～6月30日の間に取得した休暇。</li> <li>◆小学校等の範囲⇒小学校、義務教育学校（小学校課程）、特別支援学校、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等。</li> </ul>	相談コールセンター 0120-60-3999 （9：00～21：00*土日・祝日含む）
6	小学校休業等対応支援金	小学校等の臨時休業等に伴い、子供の世話をを行うため、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者  <b>日額4,100円（定額）</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆2月27日～6月30日の間に就労できなかった日。</li> <li>◆臨時休業等の前に業務委託契約等を締結していること。</li> <li>◆小学校等の臨時休業。自治体や放課後児童クラブ、保育所等から可能な範囲で利用を控えるよう依頼があった場合。</li> </ul>	相談コールセンター 0120-60-3999 （9：00～21：00*土日・祝日含む）

7	新型コロナウイルス感染症 特別貸付	直近1ヶ月の売上が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少した方等 融資後の3年間まで <b>0.9%金利引き下げ</b>	◆信用力や担保に依らず一律金利として、無担保による貸付けを行う。 ◆貸付期間 設備20年以内、運転15年以内。(うち据置期間5年以内) ◆融資限度額 中小事業3億円。	日本政策金融公庫 0120-154-505 (平日) 0120-327-790 (土日・祝日)
8	緊急小口資金	一時的な資金が必要な方(主に休業された方) 貸付上限額 学校の休業、個人事業主等の特例の場合 <b>20万円以内</b> その他の場合 <b>10万円以内</b>	◆休業等で収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のため貸付を必要とする世帯。 ◆据置期間1年以内、償還期限2年以内、貸付利子無利子。 ◆2制度とも返済時点で住民税が非課税世帯なら、返済が免除される。	お住まいの市町村社会福祉協議会
9	総合支援資金	生活の立て直しが必要な人(主に失業された方) 貸付上限額 二人以上の場合 <b>月額20万円以内</b> 単身の場合 <b>月額15万円以内</b>	◆原則、自立相談支援事業等による継続的な支援を受けることが要件。 ◆貸付期間は原則3か月以内。 ◆据置期間1年以内、償還期限10年以内、貸付利子無利子。	お住まいの市町村社会福祉協議会
10	資金繰り支援	突発的な事由により経営の安定に支障を生じている中小企業者。 セーフティネット保証4号(経営安定資金) <b>借入債務の100%を保証</b>	◆指定地域で(新型コロナウイルスの影響等によるもので今回は全都道府県が対象。)1年間以上継続して事業を行っていること。 ◆最近1ヶ月の売高等が前年同月比で20%以上減少、かつ、その後2か月を含む3か月間の売高等が前年同月比で20%以上減少することが見込まれること。 ◆借入債務80%保証のセーフティネット保証5号等の制度もあり。	最寄りの民間金融機関
11	建設業許可申請・ 経営事項審査の対応	建設業許可業者の方 <b>郵送受付開始</b>	◆対象書類:建設業許可申請書(新規、業務追加、更新など)・経営事項審査書類。 ◆必要な書類を発送記録が残る方法で郵送。(特定記録、簡易書留、レターパック等) ◆従来の窓口受付(会場審査)も可能。	◆建設業許可⇒管轄の土木事務所の総務課 ◆経営審査⇒栃木県監理課建設業担当 028-623-2390
12	国税・地方税・社 会保険料	支払困難な方(事業所) <b>1年間の支払猶予</b>	◆国税⇒所得税、消費税、法人税等。地方税⇒住民税、固定資産税、事業税等。 ◆社会保険料⇒市町村国保料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、(国民・厚生)年金保険料等。 ◆納期限から6か月以内に各機関に申請書を提出。 ◆延滞税の一部免除あり。	◆国税は各税務署 ◆地方税は各市町村、県税事務所 ◆市町村国保料、介護保険料、後期高齢者医療保険料は各市町村 ◆国民年金保険料は各市町村または各年金事務所。厚生年金保険料は、各年金事務所
13	公共料金等	電気・ガス代 2020年3~5月分 <b>1か月の支払猶予</b> 水道・下水道 <b>最大4か月の支払猶予</b> 携帯電話・固定電話・インターネット等 <b>5月末まで支払猶予</b>	◆電気・ガス代⇒社会福祉協議会から「緊急小口資金・総合支援資金の貸付け」を受けている方等。 ◆水道・下水道⇒収入が減少している場合など、一時的に水道料金、下水道料金の支払が困難になった方。 ◆電話、インターネット等⇒料金等の支払いが期限までに困難な場合。	◆電気・ガス代は各電力会社、ガス会社 ◆水道・下水道は市町村窓口 ◆電話、インターネット等は各通信会社

14	生命保険料・ 損害保険料	生命保険料の払い込み等 <b>最長6か月間延長猶予</b> 損害保険料の払い込み等 <b>最長で9月30日まで猶予</b>	◆生命保険には契約者貸付制度もあり。新型コロナの影響の場合は利息がかからない。	各保険会社
15	住宅ローン	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける方 <b>返済期間の延長など</b>	◆返済特例（返済期間の延長など。） ◆中ゆとり（一定期間、返済額を軽減。） ◆ボーナス返済見直し（ボーナス返済月の変更、ボーナス返済取り止め等。）	住宅金融支援機構 048-615-3311（選択番号2）
16	住宅確保給付金 の拡充	離職・廃業から2年以内の方・休業等で収入が減少し、離職等 と同程度の状況に至り、住居を失う恐れがある方 <b>家賃相当額（原則3か月）給付</b>	◆「収入要件」「資産要件」「就職活動要件」などの一定の基準を設定。基準は各市町によって異なる。	各市町の自立相談支援機関
17	中建国保傷病手当 金	中建国保加入者（組合員本人）が私傷病による <b>入院 1日8,000円</b> <b>入院外 1日4,000円</b> <b>～2,000円</b>	◆入院・入院外それぞれ45日合わせて最大90日まで支給が受けられる。（新加入後90日間を経過した組合員が対象。） ◆待期期間なし。（1日目から支給。連続した5日間以上の休業のとき。） ◆入院外とは、通院及び通院していなくても医師により療養のために仕事を休むように指示を受けた期間。 ◆支給を受けた日数にかかわらず、3年を経過すると支給日数が入院・入院外それぞれ45日に戻る。	中建国保栃木県支部 028-652-5910
18	コロナによる現場 の工期遅延への対 策	必要な方（業者の方） 設備機器の納入遅れ等による工期変更の <b>「合意書」のひな型</b>	◆「顧客への告知と合意書の取り交わし」が大切。合意書のひな型は、匠総合法律事務所の秋野弁護士が作成。	栃木建労ホームページよりダウンロード可能。
19	コロナ感染症電話 相談窓口	<b>栃木県電話相談窓口</b>	◆新型コロナウイルス感染症に関する相談、感染の予防に関すること、発熱などの症状が出たときの対応などの相談窓口。	◆相談コールセンター 0570-052-092 24時間（*土日祝日含む） ◆帰国者・接触者相談センター 県内の広域健康福祉センターに問合せ。
20	布マスクの全戸配 布	1世帯あたり <b>2枚配布</b>	◆日本郵便の配送網を活用して配布される。	相談コールセンター 0120-551-299 （9:00～18:00*土日祝日も含む）